

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	広島情報ITクリエイター専門学校
設置者名	学校法人大原学園

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数	省令で定める基準単位数	配置困難
工業専門課程	情報IT学科	夜・通信	7単位	7単位	
	クリエイター学科	夜・通信	11単位	7単位	
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

ホームページにて公表 URL: https://www.o-hara.ac.jp/about/joho/
--

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2-②を用いること。

学校名	広島情報ITクリエイター専門学校
設置者名	学校法人大原学園

1. 理事（役員）名簿の公表方法

ホームページにて公表 URL: https://www.o-hara.ac.jp/about/hyoka/
--

2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容や期待する役割
非常勤	司法書士事務所 所長	2025. 5. 29～ 4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで	法人運営における法務的な検証、管理
非常勤	Webデザイン・システム開発・印刷関連企業 代表取締役	2025. 5. 29～ 4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで	学生募集、教材開発への助言
(備考)			

様式第 2 号の 3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	広島情報 I T クリエイター専門学校
設置者名	学校法人大原学園

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

<p>1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。</p>	
<p>(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)</p>	
<p>1. 授業計画書(シラバス)の作成過程</p> <p>各学科の教務会議及び授業研究により、授業内容、授業方略、到達目標、目標到達までの学習順序や手順、成績評価の方法などが、授業科目の特性、専門分野における知識や技術の進歩、社会の変化などに適合し、最良なものになっているかを検証している。また、教育課程編成委員会を設置し、外部委員として専門分野の有識者、実務家、関連企業や団体の職員等を招いて、社会のニーズに合った教育内容になっているか、将来の職業で活かせるような学習内容や教授方法になっているか、意見を参考に見直しを図っている。授業計画(シラバス)を含む教育課程編成全体の改善を行い、毎年 12 月に授業計画(シラバス)の見直し等を検討する教務会議を実施し、承認された内容を授業計画書に記載する。</p>	
<p>(1) 授業の基本情報 (授業科目、実務家教員授業、学科、履修年次、科目区分、授業方法、授業時間/単位、授業コマ数)</p>	
<p>(2) 授業概要</p>	
<p>(3) 授業の進め方</p>	
<p>(4) 達成目標</p>	
<p>(5) 教科書</p>	
<p>(6) 授業計画</p>	
<p>(7) 成績評価方法</p>	
<p>2. 授業計画書の作成・公表時期</p> <p>前年度の授業計画書(シラバス)を元に各学科の教務会議及び授業研究にて、振り返りと見直しが行われる。さらに、年 2 回開催(原則 8 月と 12 月)される外部委員を招いた教育課程編成委員会で聴取した意見を踏まえて、次年度の方針や改善策が決定される。その内容に従って科目担当者が授業計画書(シラバス)を作成し、教務会議での確認および承認を経て、当該年度 4 月にホームページにて公開される。</p>	
<p>授業計画書の公表方法</p>	<p>ホームページにて公表 https://www.o-hara.ac.jp/about/joho/</p>

2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。

(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)

学則並びに履修要綱において、出席、試験、成績、進級および卒業要件について規定し、当該規定を遵守して各学生の学修成果に対して厳格な評価を実施している。なお、学生に対しては当該規定を学生便覧に記載して周知を図っている。

1. 学業成績について

(1) 学業成績の判定は、「秀・優・良・可・不可」の5種で判定し、「秀・優・良・可」を合格（認定）とし「不可」は不合格（不許可）とする。また、授業科目の成績は、前項の5種で表すと共に、それぞれの評価に対して、別に定める基準によりGP（Grade-Point）を与える。

学業成績の判定及び評価、成績証明書の表記は、下記の表のとおりとする。

判定	評価点	成績評価	証明書表記	GP
合格	100点～90点	秀	秀	4
	89点～80点	優	優	3
	79点～70点	良	良	2
	69点～60点	可	可	1
不合格	59点以下	不可	非表示	0
認定	—	—	—	—

(2) 単位の授与

授業科目を履修し、各科目の成績を判定のうえ、秀、優、良、可を取得した者には所定の単位を与える。また、学校が必要と認めた場合に限り、追試験または再試験などを実施する場合がある。追試験は事故等やむを得ない理由により試験等を受験しなかった者に対し行う。再試験は試験等受験の結果、不合格となった者に対して実施する

(3) 学生への明示

学業成績及び学業成績の判定については、学則及び学生便覧に記載し、オリエンテーション等で学生に明示する。

(4) 日本学生支援機構奨学金等を利用される方は、給付継続のために出席管理（成績管理）に気を付けること。

学則より抜粋

(学業成績)

第20条 学業成績の判定は、秀、優、良、可、不可の5種をもってこれを表し、秀は90点以上、優は80点以上、良は70点以上、可は60点以上、不可は60点未満とし、秀、優、良、可を合格、不可は不合格とする。

2. 授業科目の成績は、前1項の5種で表すと共に、それぞれの評価に対して、別に定める基準によりGP（Grade-Point）を与える。

(単位の授与)

第21条 授業科目を履修し、各科目の成績を判定のうえ、秀、優、良、可を取得した学生には所定の単位を与える。

ディプロマポリシーとして卒業時点で身につけている能力を以下のとおり定める。

- ① 社会で守るべき倫理や責任を理解している。
- ② 各学科の教育課程に示す専門的な知識、技能を身につけている。
- ③ 教育課程に示す知識・技能を身につけるために自ら学ぶ姿勢を身につけている。
- ④ 他者と協力し物事を成し遂げる姿勢と、そのために必要な表現力を身につけている。

3. 成績評価において、G P A等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)

1. 客観的な指標

成績評価における客観的な指標として、G P A (Grade Point Average) を用いる。

2. 成績概評とG P

授業科目の成績は、下記の5種で表すとともに、それぞれの評価に対して、下記の表のとおりG P (Grade Point) を与える。

成績評価	GP	評価点	備考
秀	4	100点～90点	
優	3	89点～80点	
良	2	79点～70点	
可	1	69点～60点	
不可	0	60点未満	
認定	—	—	対象外

3. G P A算出方法

$$G P A = \frac{\text{(履修科目の G P} \times \text{履修単位数) の合計}}{\text{総履修単位数}}$$

※小数点以下第2位を四捨五入する。

客観的な指標の
算出方法の公表方法

ホームページにて公表
<https://www.o-hara.ac.jp/about/joho/>

4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。

(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)

1. 卒業の認定

卒業の認定は、下記の表のとおり学科ごとに規定する修業年限以上在学し、学科ごとに定める単位数以上履修し、かつその該当する所定の授業科目を修得し、最終学年の終わりに実施する卒業判定委員会において、卒業審査に合格した者について校長が行う。

学科	修業年限	単位数
情報IT学科	2年	62単位
クリエイター学科	2年	62単位

※各学科の修業年限の2倍を超えて在籍することはできない。

2. 称号の授与

卒業を認められる者のうち、2年制課程の卒業生には「専門士」の称号を授与する。

ディプロマポリシーとして卒業時点で身につけている能力を以下のとおり定める。

- (1) 社会で守るべき倫理や責任を理解している。
- (2) 各学科の教育課程に示す専門的な知識、技能を身につけている。
- (3) 教育課程に示す知識・技能を身につけるために自ら学ぶ姿勢を身につけている。
- (4) 他者と協力し物事を成し遂げる姿勢と、そのために必要な表現力を身につけている。

卒業の認定に関する
方針の公表方法

ホームページにて公表
<https://www.o-hara.ac.jp/about/joho/>

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	広島情報ITクリエイター専門学校
設置者名	学校法人大原学園

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	ホームページで公開 https://www.o-hara.ac.jp/about/hyoka/
収支計算書又は損益計算書	同上
財産目録	同上
事業報告書	同上
監事による監査報告（書）	同上

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

(a) 情報IT学科

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
工業分野		工業専門課程	情報IT学科	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な 総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
2年	昼	62 単位	4	50	36	0	0
		90単位					
学生総定員数		学生実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
160人		92人	1人	2人	3人	5人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
<p>（概要）</p> <p>教育課程編成委員会（年2回実施）において、授業内容、授業方略、到達目標、目標到達までの学習順序や手順、成績評価の方法について外部委員から意見を頂き、12月に全教員による改善等を検討する会議を実施する。</p> <p>授業計画書の作成・公表時期に関しては、上記の手続きを経て1月頃に作成を開始し、3月下旬頃にホームページにて公表する</p>
<p>成績評価の基準・方法</p> <p>（概要）</p> <p>1. 学業成績 学業成績は、授業科目ごとに行う定期試験のほか、授業科目により中間試験や授業内に行う効果測定、課題の提出等に加えて、出席状況等の学習姿勢も考慮して評価する。</p> <p>2. 学業成績の判定は、秀、優、良、可、不可の5種をもってこれを表し、秀は90点以上、優は80点以上、良は70点以上、可は60点以上、不可は60点未満とし、秀、優、良、可を合格、不可は不合格とする。授業科目の成績は、前項の5種で表すと共に、それぞれの評価に対して、別に定める基準によりGP（Grade-Point）を与える。</p>

卒業・進級の認定基準		
(概要)		
<p>所定の授業科目の履修を積み重ね、進級（卒業）に必要な授業科目を修得したと認められた者で、学習成績ならびに出席状況を審査して卒業（又は進級）を決定する。</p> <p>1. 卒業の認定は、下記の表のとおり学科に規定する修業年限以上在学し、学科に定める単位数以上履修し、かつその該当する所定の授業科目を修得し、最終学年の終わりに実施する卒業判定委員会において、卒業審査に合格した者について校長が行う。</p>		
修業年限	単位数	備考
2年	62単位	卒業審査を実施
※修業年限の2倍を超えて在籍することはできない。		
<p>2. 進級の認定は、学科の学年において定める単位の修得状況及び出席状況等の学習姿勢も考慮のうえ、2月に実施する進級判定委員会にて審査を行う。</p> <p>情報IT学科のディプロマポリシー ディプロマポリシーとして卒業時点で身につけている能力を以下のとおり定める。</p> <p>(1) 情報IT業界に求められる基本的なスキルを身につけている。 (2) 業務上のコミュニケーションに必要な知識、技能を身につけている。 (3) 新たな技術の進化に対応するため自ら学ぶ力を身につけている。</p>		
学修支援等		
(概要)		
<p>1. 分野に精通した専門家を講師に配置し、希望資格の取得及び希望試験に合格させ、かつ即戦力として活躍できる専門知識を修得させる。</p> <p>2. 全国展開の学校で、各地域の求人票の閲覧ができる。</p> <p>3. クラス担任制をとり、保護者等に成績、学習態度、出席状況等の報告を適宜行い、保護者等と一体となって学生を育成する。</p> <p>4. 最新の設備を備えた校舎で、快適な学びの空間を提供する。 また、学生の事情に応じ、家庭への電話、在校生システムアプリの活用、Eメール等で連絡、個人面談、保護者等との連携、三者面談等を実施している。</p>		

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
44人 (100%)	0人 (0%)	40人 (90.9%)	4人 (9.1%)
(主な就職、業界等) 民間企業（システム開発系、インフラ系、WEB系、ITエンジニア職）等			
(就職指導内容) 全体指導によるレクチャー、自己分析面談、個別進路面談、求人紹介、個別面接練習、入社前準備プログラム、学内業界研究セミナーや就職ガイダンス等において履歴書やエントリーシートの書き方、説明を実施、随時、個別面談を行っている。			
(主な学修成果（資格・検定等）) 基本情報技術者試験、ITパスポート 等			
(備考)（任意記載事項）			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
94人	9人	9.6%
(中途退学の主な理由) 病気、進路変更、学習意欲喪失 等		
(中退防止・中退者支援のための取組) 学生の様子(出席状況、授業態度、交友関係、小テストの成績等)をクラス担任ミーティングで共有し、注意を要する学生に対する支援策を都度実施している。 また、教員に対しても学科内での管理職を交えたミーティングを設け個々の学生に適した指導、助言、相談等を実施している。		

(b) クリエイター学科

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
工業分野		工業専門課程	クリエイター学科	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な 総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
2年	昼	62 単位	38	48	84	0	0
			170 単位				
学生総定員数	学生実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数		
160人	110人	0人	2人	8人	10人		

カリキュラム (授業方法及び内容、年間の授業計画)
(概要) 教育課程編成委員会(年2回実施)において、授業内容、授業方略、到達目標、目標到達までの学習順序や手順、成績評価の方法について外部委員から意見を頂き、12月に全教員による改善等を検討する会議を実施する。 授業計画書の作成・公表時期に関しては、上記の手続きを経て1月頃に作成を開始し、3月下旬頃にホームページにて公表する
成績評価の基準・方法
(概要) 1. 学業成績 学業成績は、授業科目ごとに行う定期試験のほか、授業科目により中間試験や授業内に行う効果測定、課題の提出等に加えて、出席状況等の学習姿勢も考慮して評価する。 2. 学業成績の判定は、秀、優、良、可、不可の5種をもってこれを表し、秀は90点以上、優は80点以上、良は70点以上、可は60点以上、不可は60点未満とし、秀、優、良、可を合格、不可は不合格とする。授業科目の成績は、前項の5種で表すと共に、それぞれの評価に対して、別に定める基準によりGP(Grade-Point)を与える。

卒業・進級の認定基準			
(概要)			
<p>所定の授業科目の履修を積み重ね、進級（卒業）に必要な授業科目を修得したと認められた者で、学習成績ならびに出席状況を審査して卒業（又は進級）を決定する。</p> <p>1. 卒業の認定は、下記の表のとおり学科に規定する修業年限以上在学し、学科に定める単位数以上履修し、かつその該当する所定の授業科目を修得し、最終学年の終わりに実施する卒業判定委員会において、卒業審査に合格した者について校長が行う。</p>			
修業年限	単位数	備考	
2年	62単位	卒業審査を実施	
※修業年限の2倍を超えて在籍することはできない。			
<p>2. 進級の認定は、学科の学年において定める単位の修得状況及び出席状況等の学習姿勢も考慮のうえ、2月に実施する進級判定委員会にて審査を行う。</p> <p>クリエイター学科のディプロマポリシー ディプロマポリシーとして卒業時点で身につけている能力を以下のとおり定める。</p> <p>(1) 業界に求められる基本的なスキルを身につけている。 (2) 業務上のコミュニケーションに必要な知識、技能を身につけている。 (3) 新たな技術の進化に対応するため自ら学ぶ力を身につけている。</p>			
学修支援等			
(概要)			
<p>1. 分野に精通した専門家を講師に配置し、希望資格の取得及び希望試験に合格させ、かつ即戦力として活躍できる専門知識を修得させる。</p> <p>2. 全国展開の学校で、各地域の求人票の閲覧ができる。</p> <p>3. クラス担任制をとり、保護者等に成績、学習態度、出席状況等の報告を適宜行い、保護者等と一体となって学生を育成する。</p> <p>4. 最新の設備を備えた校舎で、快適な学びの空間を提供する。 また、学生の事情に応じ、家庭への電話、在校生システムアプリの活用、Eメール等で連絡、個人面談、保護者等との連携、三者面談等を実施している。</p>			

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
55人 (100%)	1人 (1.8%)	44人 (80.0%)	10人 (18.2%)
(主な就職、業界等) 民間企業（ゲーム関連会社、デザイン会社、CG及び映像制作会社）等			
(就職指導内容) 全体指導によるレクチャー、自己分析面談、個別進路面談、求人紹介、個別面接練習、入社前準備プログラム、学内業界研究セミナーや就職ガイダンス等において履歴書やエントリーシートの書き方、説明を実施、随時、個別面談を行っている。			
(主な学修成果（資格・検定等）) 色彩検定、日本ビジネス技能漢字検定 等			
(備考)（任意記載事項）			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
117人	8人	6.8%
(中途退学の主な理由) 病気、進路変更、学習意欲喪失 等		
(中退防止・中退者支援のための取組) 学生の様子(出席状況、授業態度、交友関係、小テストの成績等)をクラス担任ミーティングで共有し、注意を要する学生に対する支援策を都度実施している。 また、教員に対しても学科内での管理職を交えたミーティングを設け個々の学生に適した指導、助言、相談等を実施している。		

②学校単位の情報

a) 「学生納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考(任意記載事項)
情報IT学科	200,000円	700,000円	520,000円	その他内訳(全学科共通) 教材費 80,000円 維持費 200,000円 実習・演習費 240,000円
クリエイター学科	200,000円	700,000円	520,000円	
修学支援(任意記載事項)				
学費支援制度:以下に該当する者に対して、入学金・授業料の全額又は一部免除の実施。 ・特待生制度(面接又は筆記試験)での成績優秀者 ・本学指定の資格取得者 ・本学指定のクラブ在籍者 ・本学主催のコンクールでの成績優秀者				

b) 学校評価

自己点検評価結果の公表方法 (ホームページドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) 自己点検評価についてはHPに公開している。 https://www.o-hara.ac.jp/about/hyoka/
第三者評価の基本方針(実施方法・体制)
1. 学校関係者評価の基本方針について 当校の学校関係者評価の方針は、「学生に対して資格取得教育、実務教育を施し、人格の陶冶を行いもって有為な産業人を育成することである」この教育理念に基づき、自己評価を実施し評価結果を踏まえ、自己評価結果の客観性・透明性を高めること、学校運営の改善を図ることを目的に、学校外の方を評価者とする学校関係者評価委員会を設置して規定の評価項目から評価する。
2. 学校関係者評価は「専修学校における学校評価のガイドライン」の評価項目を用いて、評価結果については、学校長を通じて次年度の重点目標の設定や具体的取組などについての学校運営改善を図るものとする。

【主な評価項目】

- (1) 教育理念・目標（理念・目的・育成人物像等）
- (2) 学校運営（運営方針、事業計画、人事・給与制度、意思決定システム等）
- (3) 教育活動（目標設定、教育方法、成績評価、資格受験指導等）
- (4) 学修成果（就職率、資格取得率、退学率、卒業生の社会的評価等）
- (5) 学生支援（就職支援、学生相談体制、課外活動支援、保護者等連携等）
- (6) 教育環境（施設・設備、学外実習、インターンシップ、防災・安全管理等）
- (7) 学生の受入れ募集（学生募集活動、入学選考、学納金等）
- (8) 財務（財務基盤、予算・収支計画、監査、財務情報の公開等）
- (9) 法令の遵守（関係法令・設置基準等の遵守、個人情報保護、情報公開等）
- (10) 社会貢献・地域貢献（社会貢献・地域貢献、ボランティア活動等）

3. 評価委員の構成

専門分野における業界関係者、卒業生、地域住民などから3名以上選出する。

4. 評価結果の活用

学校関係者評価委員会は、年度内に1回以上開催し、自己評価の結果及びそれを踏まえた今後の改善方策について評価し、各委員による検証・委員からの継続的改善を図る観点より意見・助言を求める。課題の残る評価結果については、課長職以上の管理職より改善計画を策定し、学校長の承認を得たうえで次年度以降の学校運営に反映させ改善を図る。

第三者評価の委員

所属	任期	種別
税理士法人山田&パートナーズ	令和6年7月1日～令和8年3月31日	企業等委員
青山商事株式会社	令和6年7月1日～令和8年3月31日	企業等委員
医療事務研究所	令和6年7月1日～令和8年3月31日	企業等委員
浜脇整形外科病院	令和6年7月1日～令和8年3月31日	企業等委員
自衛隊広島地方協力本部	令和6年7月1日～令和8年3月31日	企業等委員
株式会社ネクストビジョン	令和6年7月1日～令和8年3月31日	企業等委員
株式会社TCC	令和7年6月1日～令和9年3月31日	企業等委員
株式会社コトブキソリューション	令和6年7月1日～令和8年3月31日	企業等委員
東平塚町町内会	令和6年7月1日～令和8年3月31日	地域住民

第三者評価結果の公表方法

（ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法）
 学校関係者評価結果についてはHPに公開している。
<https://www.o-hara.ac.jp/about/hyoka/>

（備考）

第三者評価が未実施のため、前年度の学校関係者の情報を記載している。

c) 当該学校に係る情報

（ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法）
 当該学校に係る情報についてはHPに公開している。
https://www.o-hara.ac.jp/senmon/school/hiroshima_it/

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「-」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード (13桁)	H134310000746
学校名 (〇〇大学 等)	広島情報ITクリエイター専門学校
設置者名 (学校法人〇〇学園 等)	学校法人大原学園

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者数 ※括弧内は多子世帯の学生 (内数) ※家計急変による者を除く。		79人 (30) 人	75人 (28) 人	79人 (30) 人
内 訳	第Ⅰ区分	27人	22人	
	(うち多子世帯)	(—)	(—)	
	第Ⅱ区分	10人	11人	
	(うち多子世帯)	(0人)	(—)	
	第Ⅲ区分	—	—	
	(うち多子世帯)	(—)	(—)	
	第Ⅳ区分 (理工農)	13人	12人	
	第Ⅳ区分 (多子世帯)	—	—	
	区分外 (多子世帯)	16人	15人	
家計急変による 支援対象者 (年間)				0人 (0) 人
合計 (年間)				79人 (30) 人
(備考)				

※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条第2項第1号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第2号イ～ニに掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	人	0人	0人
修得単位数が「廃止」の基準に該当 <small>（単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が廃止の基準に該当）</small>	人	0人	0人
出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意欲が著しく低い状況	人	0人	0人
「警告」の区分に連続して該当 ※「停止」となった場合を除く。	人	—	—
計	人	—	—
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遑って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）			
年間	人	前半期	0人	後半期	0人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

(1) 停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限る、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
GPA等が下位4分の1	人	0人	—

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限る、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が「警告」の基準に該当	人	0人	0人
GPA等が下位4分の1	人	0人	13人
出席率が「警告」の基準に該当又は学修意欲が低い状況	人	—	—
計	人	—	20人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。